

法的拘束力をもたない国際合意の機能と限界に関する研究

The Study on Non-legally Binding International Agreements:

with

special reference to their function and limitations

山本 良 (教養学部・教授)

Yamamoto Ryo (Professor: Faculty of Liberal Arts)

1. 問題の所在

国内社会とは異なり、統一的な立法機関を欠く国際社会では、法の存在形態が常に議論の対象とされてきた。国際法学において法源論がクローズアップされるのも、そのためである。

近年、条約法の専門家や実務家の立場から、国家自身が二国間関係および多数国間関係において、法的拘束力をもたないものの非常に重要な問題を扱う国際合意を結んでおり、しかもこうした例が非常に頻繁であることが指摘されている。最近の我が国に関するものとしては、日朝平壤宣言(2002年)をその例のひとつにあげることができる。そこで、国際関係におけるこうした合意の存在理由やその機能、限界ならびに問題を点を明らかにすることが研究の目的である。

2. 具体的検討

(1) 名称の問題

はじめに、本研究が対象とするような国際合意は、従来「非拘束的合意」、「政治的合意」あるいは「事実上の(de facto)合意」等と称されてきた。しかし、これらの名称はいずれも正確ではない。なぜならば、本研究が対象とする国際合意は、あくまで法的な拘束力を欠くというだけであって、非拘束的なわけではない。また、日朝平壤宣言に見られるように、インフォーマルなものでもないからである。

(2) ウィーン条約起草過程の検討

次に、条約に関する一般的なルールを規定した条約法条約(1969年)の起草過程が検討された。条約法条約は、条約の定義として、国家間に文書の形で締結され、国際法により規律される合意であると規定している。したがって、法的拘束力を欠く国際合意は同条約の対象ではない。しかし、同条約を起草する際には、国際関係において法的拘束力を欠く国際合意があること自体は明確に認識されていたし、同条約はかかる法的拘束力を欠く国際合意の存在を否定しようとする趣旨のものでもないことが確認された。

(3) 条約との比較

さらに、条約とは異なり、法的拘束力を欠く合意は違反しても当該国家に対して国家責任がとわれることはない。また、このような合意は、条約のように国家承継の対象とされることもない。それでは、なぜ国家はこうした合意を多用するのだろうか? その一つの理由としては、かかる合意の簡便性ないし柔軟性である。また、条約とは異なり、国家はかかる合意を結ぶ際に国会の承認を得る必要はない。すなわち、かかる合意に対しては、「公開外交」の原則は適用しない。

3. 結論

国際関係における法的拘束力を欠く国際合意の存在を直視することが必要であることが認められる。その上で、こうした合意が多数国間に機能する場合にも議論の土俵を広げて、引き続き検討を加えることが必要である。